証券コード 7342 2023年3月9日 (電子提供措置の開始日 2023年3月2日)

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号渋谷東ロビル9F ウェルスナビ株式会社 代表取締役 柴 山 和 久

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第8期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://corp.wealthnavi.com/ir/stock

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。 東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、当日の会場へのご来場を極力お控え頂くとともに、「議決権行使についてのご案内」及び「インターネットによる議決権行使について」(3~4頁)をご参照のうえ、書面又はインターネット等による議決権行使を行って頂くことを強くご推奨申し上げます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討頂き、2023年3月23日(木曜日)午後7時までに議決権を行使頂きますようお願い申し上げます。

なお、開催日当日のご来場は極力お控え頂きたく存じますが、ご来場を希望される 場合は事前登録(抽選制)が必要となります。詳細は別紙「新型コロナウイルス感染 症の感染拡大防止への対応について」をご参照ください。

敬具

記

- 1. 日 時 2023年3月24日(金曜日)午前10時00分(受付開始 午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番 3 号渋谷東口ビル 1 F T K P ガーデンシティ渋谷 ホール A
- 3. 会議の目的事項

【報告事項】

第8期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

【決議事項】

議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

以上

- ◎事前登録の上限人数を超えた場合、事前登録(抽選制)により出席ができる旨のご連絡をメールにて受け取られていない株主様につきましては、開催日当日の入場をお断りさせて頂きます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているインターネット上の各ウェブサイトに修正内容を掲載させて頂きます。
- ◎株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://corp.wealthnavi.com) に掲載させて頂きます。

議決権行使についてのご案内

書面郵送又はインターネット等で議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに 到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛 否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わ せて頂きます。

「行使期限」 2023年3月23日(木曜日)午後7時到着分まで

インターネット等



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、 替否をご入力ください。

行使期限 2023年3月23日(木曜日)午後7時まで

機関投資家の皆さまへ

株主総会における議決権行使方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会にご出席される場合(事前登録(抽選制)が必要となります)

株主総会ご出席



事前登録の上限人数を超えた場合、事前登録(抽選制)により出席ができる旨のご連絡をメールにて受け取られていない株主様につきましては、当日のご入場をお断りさせて頂きます。

株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の 方はご入場頂くことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時 2023年3月24日(金曜日)午前10時00分

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスして頂くことによってのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回 に限ります。

2回目以降のログインの際は下記のご 案内に従ってログインしてください。

ログインID·仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

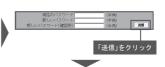
●議決権行使サイトにアクセスする



②お手元の議決権行使書用紙の右下 に記載された「ログインID」および 「仮パスワード」を入力



③「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降画面の案内に沿って 賛否をご入力ください。

ご注意事項

- ●インターネットによる議決権行使は、株主総会前日 (2023年3月23日(木曜日))の午後7時まで受付いた します。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きます。
- ●インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きます。

システム等に関するお問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行㈱ 証券代行部

0120-173-027

(诵話料無料)

受付時間:午前9時から午後9時まで

事 業 報 告

(自 2022年1月1日) 至 2022年12月31日)

I 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、米国や欧州等、各国の高インフレ抑制のための金融引き締め政策による金利上昇、ロシアのウクライナ侵攻による地政学リスクの高まり、物価上昇による消費の落ち込みなどを受けて、景気後退の懸念が高まりました。国内経済においても、物価上昇や不安定な為替相場の影響により、先行き不透明な状況が継続しております。

そのような環境下、当社では継続的な事業成長の実現に向けて、ロボアドバイザー「WealthNavi (ウェルスナビ)」(注)の機能追加、提携パートナーの拡充、テレビコマーシャルなどの広告宣伝活動、事業基盤強化のための人材採用、セキュリティ強化等に積極的に取り組みました。

ロボアドバイザー「WealthNavi(ウェルスナビ)」の機能追加については、4月より浜松いわた信用金庫との提携サービス「夢おいNavi」及び株式会社中京銀行との提携サービス「〈中京〉おまかせNavi」において、NISA(少額投資非課税制度)に対応した新機能「おまかせNISA」の提供を開始しております。7月には株式会社イオン銀行、イオンクレジットサービス株式会社と協力して、投資一任サービスにおいて日本初となるクレジットカードによる積立機能を開発し、「WealthNavi for AEON CARD」としてサービス提供を開始いたしました。本サービスでは、イオンカード決済による積立で「WAON POINT」をためながら、自動でおまかせの資産運用を行うことができます。

また、定期的な投資対象銘柄見直しにより、10月に「金」に投資するETFとして従来のGLD(SPDR ゴールド・シェア)に加え、より経費率(保有コスト)が低い IAU(iシェアーズ ゴールド・トラスト)を追加いたしました。

提携パートナーの拡充も推進しており、7月に提供を開始した上記の「WealthNavi for AEON CARD」に加えて、10月に株式会社千葉銀行との業務提携により「WealthNavi for 千葉銀行」、11月に株式会社十六銀行との業務提携により「WealthNavi for 十六銀行」の提供を開始いたしました。また、7月に株式会社東邦銀行、11月にオリックス銀行株式会社とそれぞれ業務提携契約を締結しており、今後、新たな資産運用サービスを共同で開発、提供することを目指しております。一方、2022年9月30日に株式会社SBI証券及び株式会社SBIネオモバイル証券(以下、「当該2社」という)から業務提携解消に関する通知書を受領し、11月4日をもって当該2社との業務提携を解消いたしました。

広告宣伝活動については、俳優の長谷川博己さんが出演するテレビCM「教えて

あげたい」篇の放映を継続し、12月には「教えてあげたい」シリーズ第2弾となる「もっと教えてあげたい」篇、「NISAも教えてあげたい」篇の放映を開始いたしました。デジタル広告と併せて、資産運用を検討されている潜在的なお客様へのアプローチ、認知向上を目指しております。また、オンラインセミナーを定期的に実施しており、新成人の方向けの開催や金融教育の専門家をお招きしての開催など、新たな取り組みも進めております。

この結果、当事業年度末時点での運用者数は35.6万人(前事業年度実績31.7万人)、預かり資産額は7,197億円(前事業年度実績6,345億円)となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、営業収益は65億73百万円(前期比41.4%増)となりました。また、販売費・一般管理費は63億19百万円(前期比24.9%増)となり、その結果、広告宣伝費除く営業利益は23億52百万円(前期比64.7%増)、営業利益は2億9百万円(前期は営業損失4億32百万円)、経常利益は2億14百万円(前期は経常損失4億91百万円)、当期純利益は2億89百万円(前期は純損失4億95百万円)となりました。

(注) スマートフォンやパソコン等を通じて、お客様の資産運用に関する提案をし、自動で運用を行うサービス。利用開始時に「年齢」「保有する金融資産額」「資産運用の目的」等の5つの質問でリスク許容度を診断し、そのリスク許容度に応じた運用プランが提案され、その後はその運用プランに従って自動で運用を行う資産運用サービス。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1億52百万円であり、その主な内容は 事業拡大や人員増加に伴う既存オフィスの増床、資産運用サービスの開発投資に よるものであります。

(3) 資金調達の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 人材確保と組織体制の整備

ロボアドバイザー事業の継続的な成長の実現に向けて、金融業界やテクノロジー業界をはじめとする多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要だと認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、企業カルチャーの醸成及び人事制度の構築等を進め、組織力の強化に取り組んでまいります。

② 情報管理体制の継続的な強化

提供するサービスであるロボアドバイザー「WealthNavi (ウェルスナビ)」に関連してお客様の個人情報を扱っており、金融商品取引業者として重大な社会的責任を有することを認識したうえで、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要だと考えております。現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

③ 利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出

事業拡大を目指して、開発投資や広告宣伝活動を中心に積極的な先行投資を進めており、前事業年度までの経営成績は営業損失を計上しておりましたが、当事業年度に創業以来、初めての営業利益を計上することになりました。

営業収益の中心である受入手数料は、お客様から頂く手数料であり、預かり資産に連動しております。また預かり資産を伸ばすうえでは、お客様に利用し続けて頂くことが重要ですが、月次平均で1%以下と低い解約率(注)を実現しており、積み上げ型の収益モデルになります。一方で、開発のための人件費、広告宣伝費が先行して計上される特徴があり、これまでは短期的に赤字が先行する状況にありました。

そのような中、預かり資産が順調に増加し、それに伴い収益も順調に積み上がっており、各種費用の営業収益に占める割合は着実に低減していることから、当事業年度において営業利益に転換いたしました。今後も開発投資や広告宣伝活動等への先行投資を進めつつ、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

リモートワークの活用やオフィスにおける業務環境の見直し等の実施により、 役職員の安全確保と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ業務を継 続しております。金融インフラとして業務の継続体制を構築し、お客様に安定的 にサービス提供を行ってまいります。

(注) 預かり有価証券の残高がなくなった口座数の割合。月間で、2016年7月(「WealthNavi (ウェルスナビ)」正式リリース)から2022年12月の全月平均。

(5) 財産及び捐益の状況の推移

区分	第5期 (2019年12月期)	第6期 (2020年12月期)	第7期 (2021年12月期)	第8期 (当事業年度) (2022年12月期)
営業収益(千円)	1, 552, 903	2, 516, 709	4, 647, 506	6, 573, 470
(内、受入手数料) (千円)	(1, 515, 994)	(2, 471, 632)	(4, 576, 140)	(6, 471, 404)
営業利益又は営業損失(△) (千円)	△2, 061, 722	△978, 794	△432, 702	209, 814
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△2, 057, 005	△999, 410	△491, 659	214, 266
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△2, 060, 805	△1, 003, 210	△495, 459	289, 689
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△53. 29	△23. 58	△10.85	6. 07
総 資 産 (千円)	12, 697, 470	15, 378, 239	27, 377, 172	25, 964, 253
純 資 産 (千円)	5, 260, 455	6, 916, 620	10, 037, 619	10, 980, 571
1株当たり純資産額 (円)	△485. 51	153. 81	213. 62	226. 98

- (注) 1. 当社は、2020年8月30日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
 - 2. 第5期の1株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して 算定しております。
 - 3. 第5期及び第6期の1株当たり当期純損失の算定上、転換型の参加型株式については、転換後の普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。
 - 4. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等 を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用し た後の数値を記載しています。
- (6) 重要な親会社及び子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2022年12月31日現在)

「働く世代に豊かさを」というミッションを掲げ、働く世代の豊かな老後のために、「長期・積立・分散」の資産運用を全自動化したサービス、ロボアドバイザー「WealthNavi(ウェルスナビ)」をオンラインですべての人に提供しております。従来お客様が自分自身で行っていた資産運用のプロセスである、目標設定からポートフォリオの構築、発注・積立・再投資、リバランス及び税金最適化まで、すべてのプロセスを自動化しており、高度な知識や手間なしに国際分散投資を行うことができます。

(8) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134名(30名)	20名増	39.8歳	2.9年

⁽注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー含む。) は最近1年間の平均人員を() 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額	
株式会社三菱UFJ銀行	15億円	

(11) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 169,870,596株

(2) 発行済株式の総数 48,377,671株(自己株式835株を含む。)

(3) 株主数 33,499名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
柴山 和久	11,062,045株	22.86%
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT	3, 155, 650株	6. 52%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,748,000株	3.61%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	1,700,000株	3.51%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	1,523,000株	3.14%
BANQUE PICTET AND CIE SA	1,514,553株	3. 13%
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	1, 403, 735株	2. 90%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,069,500株	2. 21%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	1,025,800株	2.12%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	909,600株	1.88%

⁽注) 持株比率は、自己株式 (835株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付を受けた者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く)	3, 934株	2名
社外取締役 (監査等委員を除く)	1,068株	2名
取締役 (監査等委員)	0株	0名

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新 株予約権等の状況

		第4回新株予約権(注4)		第5回新株予約権		
発行決議	目	2019年3月] 26日	2019年3月26日		
新株予約	権の数		265, 395個		34,820個	
	り権の目的と じの種類及び	普通株式 796, 185株 (新株予約権1個につき3株)		普通株式 (新株予約権1	104,460株個につき3株)	
新株予約 額	り権の払込金	新株予約権と引 い込みは要しない		新株予約権と引き換えに払 い込みは要しない		
	内権の行使に 出資される財 į (注1)	新株予約権1個当たり		新株予約権1個当たり 1,991円 (1株当たり664円)		
新株予約 間	り権の行使期	自 2021年3月27日 至 2029年3月27日		自 2019年3月27日 至 割当日から無期限		
主な行使	条件	(注2)		(注2)		
411. El a	取締役 (監査等委員 及び社外取締 役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	19,000個 57,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	
役員の 保有状 況 社外取締役 (監査等委員 を除く) 取締役 (監査等委員		新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	
		新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	17,558個 52,674株 3名	

		第6回新株予約	権 (注4)	第9回新株	:予約権	
発行決議日		2019年8月] 23日	2020年6月29日		
新株予約	権の数		375,000個		160,408個	
	り権の目的と じの種類及び	普通株式 1,125,000株 (新株予約権1個につき3株)		普通株式 481,224株 (新株予約権1個につき3株)		
新株予約 額	内権の払込金	新株予約権と引 い込みは要しない		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		
	り権の行使に 出資される財 [(注1)	新株予約権1個当たり 1,991円 (1株当たり664円)		新株予約権1個当た 2,553 (1株当たり851円		
新株予約 間	り権の行使期	自 2021年8月26日 至 2029年8月26日			- 6月30日 - ら無期限	
主な行使	条件	(注3)		(注2)	
20日の	取締役 (監査等委員 及び社外取締 役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	23, 208個 69, 624株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	61, 429個 184, 287株 2名	
役員の 保有状 況	社外取締役 (監査等委員 を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数		

- (注) 1. 2020年8月30日付で、普通株式1株につき3株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
 - 2. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。
 - (1) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (2) 本新株予約権は、2021年12月31日までの期間は行使することができないものとする。
 - 3. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。
 - (1) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (2) 本新株予約権は、2022年12月31日までの期間は行使することができないものとする。
 - 4. 第4回新株予約権及び第6回新株予約権は、取締役就任前に当社従業員として付与された 新株予約権であります。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2022年12月31日現在)

地位	氏名		氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締	役	柴山	和久	CEO
取 締	役	廣瀬	学	CFO AIQ株式会社 社外取締役
取 締	役	東後	澄人	フリー株式会社 取締役 フリービズ株式会社 代表取締役
取 締	役	尾河	眞樹	ソニーフィナンシャルグループ株式会社 執行役員 ソニー・ライフケア株式会社 取締役
取 締 (常勤監査等委員	役()	榎本	明	エムエスティ保険サービス株式会社 社外監査役
取 締 (監査等委員)	役	松野	絵里子	東京ジェイ法律事務所設立 代表弁護士 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員
取 締 (監査等委員)	役	藤本	幸彦	株式会社カネコ薬局 取締役 隼あすか法律事務所 顧問 ヘルスケア&メディカル投資法人 監督役員

- (注) 1. 取締役東後澄人、尾河眞樹、榎本明、松野絵里子及び藤本幸彦は、会社法第2条第15号に 定める社外取締役であります。
 - 2. 当社は、監査の実効性を確保するため、監査等委員である榎本明を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 3. 監査等委員榎本明は、長年にわたる金融機関における、豊富な知識、経験と幅広い見識を 有しております。
 - 4. 監査等委員松野絵里子は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものです。
 - 5. 監査等委員藤本幸彦は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計及び税務に関す る相当程度の知見を有するものです。
 - 6. 当社は、取締役東後澄人、尾河眞樹、榎本明、松野絵里子及び藤本幸彦を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)5名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社取締役(監査等委員である取締役を含み、社外取締役を含む。)

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、社外役員が過半を占める取締役会において、客観的な視点から議論を 重ねたうえで、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容決定に関する 概要は以下のとおりです。また、監査等委員である各取締役の報酬は、その職責 に鑑みて基本報酬のみとし、監査等委員である取締役全員の協議により決定しま す。

- イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬に関する基本的な考え方 短期及び中長期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬体系とし、また、 持続的な成長を実現するために必要な人材が確保できる報酬水準で報酬を決 定します。その決定においては、客観性・透明性を担保する適切な報酬決定 プロセスを経ることとします。
- ロ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬体系 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬と株 価連動型(非金銭)報酬を組み合わせるものとします。

a. 基本報酬

短期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬として、基本報酬を設定します。基本報酬は、役位・職責の大きさに応じた月例による固定の金銭報酬とします。

b. 株価連動型(非金銭)報酬

中長期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬として、株価連動型(非金銭)報酬を設定します。株価連動型(非金銭)報酬は、企業価値の持続的向上を目指すこと、株主様と一層の価値共有を進めることを目的とするストックオプション(新株予約権)及び/又は譲渡制限付株式報酬とします。同様の考え方に基づき、社外取締役に対しても株価連動型(非金銭)報酬を設定します。

ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の決定方法

持続的な成長を実現するために必要な人材が確保できる報酬水準かどうかに関する評価、報酬決定プロセスの客観性・透明性を担保すること等を目的として、取締役会で説明を行い、社外取締役から適切な助言を得るものとします。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別報酬額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、報酬決定の方針に従い取締役会で決定します。

二. 当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における報酬等については、決定方針との整合性を含めて総合的に審議したうえで、2022年3月24日の取締役会にて基本報酬の支給を決議し、2022年4月15日の取締役会にて株価連動型(非金銭)報酬の付与を決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

			報酬等の種類別の総額		
区分	人員	報酬等の額	基本報酬	株価連動型 (非金銭) 報酬	
			至平和町	譲渡制限付株式	
取締役(監査等委員を除く)	4名	52, 417千円	42, 975千円	9,442千円	
(うち社外取締役)	(2名)	(10, 467千円)	(8, 415千円)	(2,052千円)	
取締役(監査等委員)	3名	15, 300千円	15,300千円	-千円	
(うち社外取締役)	(3名)	(15, 300千円)	(15,300千円)	(-千円)	
監査役	3名	4,200千円	4,200千円	一千円	
(うち社外監査役)	(3名)	(4,200千円)	(4,200千円)	(一千円)	
合計	10名	71,917千円	62, 475千円	9,442千円	
(うち社外役員)	(8名)	(29,967千円)	(27, 915千円)	(2,052千円)	

- (注) 1. 当社は2022年3月24日開催の第7期定時株主総会決議に基づき同日付で監査等委員会設置会 社に移行しております。
 - 2. 非金銭報酬として、取締役に譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。割当ての際の条件等は、上記 (4) ①のとおりです。また、当事業年度における交付状況は、上記 II (5) のとおりです。
 - 3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第5期定時株 主総会にて年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役 の員数は6名です。
 - 4. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2019年3月26日開催の第4期定時株主総会にて年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 - 5. 監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含む)の金銭報酬の限度額は、2022年3月24日開催の第7期定時株主総会にて年額100百万円以内と決議されております。当該第7期定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名(うち、社外取締役は2名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年3月24日開催の第7期定時株主総会にて、取締役(監査等委員を除き、社外取締役を含む)の譲渡制限付株式報酬の額を年額50百万円以内(うち、社外取締役分は年額10百万円以内)、株式数の上限を年30,000株以内(うち、社外取締役分は年6,000株以内)と決議されております。当該第7期定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名(うち、社外取締役は2名)です。
 - 6. 監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月24日開催の第7期定時株主総会にて年額30百万円以内と決議されております。当該第7期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。
 - 7. 人員の合計10名(うち、社外役員は8名)は、延べ人数を記載しており、実人数は7名(うち、社外役員は5名)です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先につきましては、13頁「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、社外役員の重要な兼職先である他の法人等と当社の間において重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	区分		J	氏名	出席状況	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役	東後	澄人	取締役会 (開催14回中14回)	長年にわたるインターネットやSaaS業界における豊富な知識、経験と幅広い見識に基づき、経営戦略やガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っています。
取	締	役	尾河	眞樹	取締役会 (開催14回中14回)	長年にわたる金融機関における豊富な知識、 経験と幅広い見識に基づき、経営戦略やガバ ナンス等について幅広い提言を積極的に行っ ています。
					取締役会 (開催14回中14回)	
取	締	役	lari I.	明	監査役会	長年にわたる金融機関における豊富な知識、 経験と幅広い見識に基づき、広い視野に立っ
(監	(監査等委員)	榎本	97	(開催4回中4回)	て、当社の経営全般について監査・監督を行っています。	
				監査等委員会	3 CV \$ 9 .	
					(開催12回中12回)	
					取締役会	
				予 絵里子	(開催14回中14回)	 弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基
取	締	役	松野		監査役会	づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野
(監	査等委.	員)	石円		(開催4回中4回)	に立って、当社の経営全般について監査・監 督を行っています。
					監査等委員会	
					(開催12回中12回)	
					取締役会	
	取 締 役 (監査等委員)			(開催14回中14回)	 公認会計士及び税理士としての高い専門性と	
		藤本	藤本 幸彦	監査役会	豊富な経験に基づき、客観的かつ高度な視点	
(監		/1-IV . 1 .		(開催4回中4回)	から、広い視野に立って、当社の経営全般に ついて監査・監督を行っています。	
					監査等委員会	
					(開催12回中12回)	

V 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	23,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等について会社 法第399条第1項の同意を行っております。
 - 3. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、公認会計士法第2条 第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、顧客資産の分別管理の法令遵守に係る保 証業務についての報酬を含んでおります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容

当社では、取締役会で定めた業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備に係る基本方針に基づき、次のとおり内部統制の整備・強化に取り組んでおります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、コンプライアンス・マニュアルを制定し、法令等を遵守することはも とより、社会の信頼に応える高い倫理観を持って、取締役及び使用人一人ひと り行動することが必要不可欠と認識し、コンプライアンスの徹底を経営上の最 重要課題と位置付ける。
 - ・当社は、コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスに係る事項を 管理及び推進する。
 - ・取締役会は、取締役会規程に基づき月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通及び相互の業務を監督する。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性及び健全性の維持に努めることとする。
 - ・取締役及び使用人の職務執行について、適正な職務の執行を徹底するとともに、 代表取締役直轄の独立組織である内部監査部による内部監査を実施する。
 - ・監査等委員会は、内部統制システムに係る監査実施基準を定め、当該実施基準 に従い監査を実施する。
 - ・取締役及び使用人は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除する体制の整備に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・各取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文書は文書管理規程に従い適切 に保存及び管理し、取締役が当該文書等を常時閲覧できることとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、事業活動に伴い生じる各種リスクについては、リスク管理規程等に基づき適切に対処するとともに、未然防止策の策定及び進捗管理を行う。異例事態の発生の際には迅速かつ適切な情報伝達及び緊急体制を整備することとする。
 - ・情報セキュリティに係るリスクは、情報セキュリティ管理規程等に基づき、情報管理統括責任者を置き、リスク管理体制の構築及び継続的な改善等を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、経営環境等の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入し、また 職務権限規程等に基づき、適切かつ効率的な意思決定及び職務執行等を図るこ ととする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、取締役及び使用人の行動規範としてコンプライアンス・マニュアル等 を定め、これの浸透を図ることとする。
 - ・企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、内部通報規程に基づき内部通報 制度を構築し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人(以下「補助使用人等」という。)に関する事項、その当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当社の監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会が補助使用人等を求めた場合、指名された補助使用人等がその職務を行うこととする。
 - ・補助使用人等への監査業務に関する指揮命令権は、監査等委員会に属するものとする。
- ⑦ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は監査等委員会に対して、当社における次の事項を報告することとする。
 - ・当社に著しい損害を及ぼす事項
 - ・重大な法令及び定款の違反
 - その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項
 - ・前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告を 行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしな いこととする。
 - ・内部通報制度の通報者が不利な扱いや報復、差別を受けないことを明文化する とともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員より監査費用の前払請求及び立替金の精算請求があった場合、当社 は直ちにこれを支払うこととする。

- ⑨ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会規程の定めに基づき、監査等委員は重要な会議に出席して意見を 述べるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を 確かめるとともに当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクの他、監査等 委員会による監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換す ることとする。
 - ・監査等委員会(選定監査等委員が置かれている場合には選定監査等委員)は、 必要に応じて取締役及び重要な使用人等からの個別ヒヤリングの機会を設ける ことができる。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

今期における当社の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役の職務の執行

定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業績、リスク管理、内部監査の状況など、その時々の重要事項についても適宜報告し、取締役の職務執行の監督を適切に行いました。他に取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。また、取締役(常勤監査等委員である取締役以外の社外取締役を除く。)、執行役員を中心に構成される経営会議を週に1回程度開催し、業務執行に関する重要な事項を幅広く協議いたしました。

② リスク管理並びにコンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会を15回開催し、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、組織体制、規程等の策定及び改廃、法令遵守の状況のモニタリング、コンプライアンス意識の啓発や研修計画、リスクマネジメントに関して協議し、重要な事項を取締役会へ報告いたしました。

③ 監査等委員会の監査の実効性の確保

監査等委員は、取締役会や経営会議をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役(監査等委員である取締役を除く。)・執行役員との定期的な意見交換、監査等委員会等を通じ、客観的・合理的な監査を実施いたしました。なお、監査等委員会は、内部監査部、会計監査人と十分な連携を確保しております。

Ⅲ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

[◎] 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

2022年12月31日現在

(単位:千円)

資産の	部	負 債 の 部
科目	金額	科 目 金 額
【流 動 資 産】	25, 474, 331	【流 動 負 債】 13,483,681
現金・預金	12, 382, 566	預 り 金 12,703,639
預 託 金	9, 800, 000	19, 700, 009
顧客分別金信託	9, 800, 000	未 払 金 560,626
トレーディング商品	144	# H # H
約 定 見 返 勘 定	387	未 払 費 用 122, 259
立 替 金	2, 184	未 払 法 人 税 等 97,156
前 払 金	4,000	
前 払 費 用	159, 777	【固 定 負 債】 1,500,000
未 収 入 金	6, 197	長期借入金 1,500,000
未 収 収 益	642, 424	負 債 合 計 14,983,681
預 け 金	2, 476, 107	純 資 産 の 部
その他の流動資産	542	【株 主 資 本】 10,980,571
【固定資産】	489, 921	資 本 金 3,564,603
有 形 固 定 資 産	103, 720	貝
建物	145, 043	資 本 剰 余 金 8,625,058
器 具 備 品	91, 387	資本準備金 8.579.368
減価償却累計額	△132, 710	資本準備金 8,579,368
無 形 固 定 資 産	98, 452	その他資本剰余金 45,690
ソフトウエア	82, 884	 利 益 剰 余 金 △1.208.980
ソフトウエア仮勘定	14, 768	利 益 剰 余 金 △1,208,980
商標権	800	その他利益剰余金 △1,208,980
投資その他の資産	287, 748	级 # 41 * 到 Δ Δ
敷金及び保証金	140, 587	繰越利益剰余金 △1,208,980
長 期 前 払 費 用	28, 283	自 己 株 式 △110
繰 延 税 金 資 産	118, 877	純 資 産 合 計 10,980,571
資 産 合 計	25, 964, 253	負債・純資産合計 25,964,253

⁽注) 千円単位未満の端数は切り捨てのうえ表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年1月1日) 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

科	目	金	額
営 業 収 益			6, 573, 470
受入手数料		6, 471, 404	
トレーディング損益		76, 231	
金融収益		5, 843	
その他の営業収益		19, 991	
金融費用			44, 044
	純 営 業 収 益		6, 529, 425
販売費・一般管理費			6, 319, 611
	営 業 利 益		209, 814
営 業 外 収 益			8, 590
営 業 外 費 用			4, 138
株式交付費		2, 308	
そ の 他		1, 829	
	経 常 利 益		214, 266
	税引前当期純利益		214, 266
	法人税、住民税及び事業税		43, 455
	法人税等調整額		△118, 877
	当期 純利益		289, 689

⁽注) 千円単位未満の端数は切り捨てのうえ表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日) 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

		株主資本				
	26			資本剰余金	È	
	質 4	資 本 金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	3,	237, 925	8, 252, 690	45, 690	8, 298, 380	
当期変動額						
新株の発行		326, 678	326, 678		326, 678	
当期純利益						
自己株式の取得						
当期変動額合計		326, 678	326, 678	-	326, 678	
当期末残高	3,	564, 603	8, 579, 368	45, 690	8, 625, 058	

		株主資本			
	利益剰余金			純資産合計	
	その他利益剰余金	自己株式	株主資本合計	神 貫 生 古 司	
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△1, 498, 669	△17	10, 037, 619	10, 037, 619	
当期変動額					
新株の発行			653, 356	653, 356	
当期純利益	289, 689		289, 689	289, 689	
自己株式の取得		△93	△93	△93	
当期変動額合計	289, 689	△93	942, 952	942, 952	
当期末残高	△1, 208, 980	△110	10, 980, 571	10, 980, 571	

⁽注) 千円単位未満の端数は切り捨てのうえ表示しております。

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)並びに同規則第118条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付け日本証券業協会自主規制規則)に準拠しております。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法トレーディング商品
 - ① 目的と範囲

トレーディング業務は、顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することを目的としております。

また、その範囲は有価証券(ETF)の現物取引であります。

- ② 評価基準及び評価方法 時価法を採用しております。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を含む)について は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3年

器具備品

3~15年

(2)無形固定資產

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

商標権 10年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受入手数料

自動で資産運用を行うサービス、ロボアドバイザー「WealthNavi(ウェルスナビ)」を提供しております。当該サービスは、投資一任契約に基づき資産の管理・運用を行う義務を負っており、顧客からお預かりした資産の管理・運用を行うことで履行義務が充足されることから、日々の預かり資産残高(現金部分を除く)に対して一定の料率を乗じて手数料を計算し、一定の期間で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は 損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更による当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の同収可能性)

・当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 118,877千円

繰延税金負債

—千円

・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積額に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画に基づいており、その主要な仮定は、預かり資産の増加予測に基づく営業収益でありますが、市場環境等の変化により影響を受けることがあり不確実性を伴うものであります。主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 借入実行残高 9,500,000千円

一千円

差引額

9,500,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式
48,377,671株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 835株

3. 当事業年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

3,014,592株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	29,749千円
未払費用	19, 470
減価償却超過額	16, 485
税務上の繰越欠損金	1, 779, 965
ソフトウエア	116, 285
株式報酬費用	7, 476
その他	4
繰延税金資産小計	1, 969, 436
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	$\triangle 1,745,019$
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	$\triangle 105,539$
評価性引当額小計	<u>△</u> 1, 850, 558
繰延税金資産合計	118, 877
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	
繰延税金資産の純額	118, 877

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、働く世代を中心とするお客様に対し長期的視点での資産形成をサポートすることを目的として、ETF(上場投資信託)を通じ最適なポートフォリオ(資産の組み合わせ)で国際分散投資を提供する金融サービスを主な事業の内容としており、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、株式を希薄化させることなく、事業規模に応じた財務の健全性を確保するため、長期的な資金を銀行借入(劣後特約付ローン)により調達しております。

一方、お客様からの預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。

また、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。 なお、トレーディング業務として、お客様の最適なポートフォリオ実現及び 税負担の最適化を目的とする一定範囲のディーリングを行っております。これ らのトレーディング業務は、お客様へのサービス提供に必要な範囲で行うこと としており、原則として利益獲得を目的とするトレーディング業務は行ってお りません。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融資産の主なものは、現金・預金、お客様の外国証券取引のための証券会社への預け金、及び法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託の信託財産であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先・信託先はいずれも信用度の高い金融機関であります。また、長期借入金は、流動性リスクに晒されております。なお、お客様からの預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しており、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

トレーディング商品は、ETF(上場投資信託)であり、市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、信用リスクについて、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定めた限度枠の範囲内に収めることで管理を行っております。リスク管理規程に基づき、担当部署において取引先リスクをモニタリングし、所定の枠内に収まっていることを確認しております。

② 市場リスクの管理

当社は、市場リスクについて、あらかじめ定めた限度額の範囲内に収めることで管理を行っております。リスク管理規程に基づき、担当部署において自己取引の実施権限を有する組織における市場リスク額を計測し、所定の枠内に収まっていることを確認しております。なお、トレーディング商品に係る市場リスクの管理については、ETF(上場投資信託)の保有額を1取引単位未満の最小限に留めるとともに、トレーディング損益のモニタリングを行い、日々経営陣等に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に は合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変 動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該 価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金・預金、預託金、預け金、預り金は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
トレーディング商品	144	144	-
資産計	144	144	-
長期借入金	1, 500, 000	1, 500, 000	-
負債計	1, 500, 000	1, 500, 000	-

(注)長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位・千円)

区分	1年内	1 年超 2 年内	2年超 3年内	3年超 4年内
長期借入金	-	-	-	1, 500, 000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に 応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相

場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能な

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価				
区分	レベル1 レベル2 レベル3				
トレーディング商品					
ETF (上場投資信託)	144	_	_	144	
資産計	144	-	-	144	

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価				
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
長期借入金	ı	1, 500, 000	-	1, 500, 000	
負債計	ı	1, 500, 000	-	1, 500, 000	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1)トレーディング商品

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETF(上場投資信託)は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

(2)長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利で調達しており短期間で市場金利を反映していること、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	氏名	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	廣瀬学	(被所有) 直接 0.00	当社取締役	新株予約権の 権利行使(注 1,2)	111, 519	-	-
役員	東後澄人	(被所有) 直接 0.08	当社取締役	新株予約権の 権利行使(注 2)	36, 140	-	-
役員	榎本明	-	当社取締役	新株予約権の 権利行使(注 1,2)	23, 662	-	-

- (注) 1.2019年3月26日に開催の定時株主総会に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
 - 2. 2020年6月26日に開催の臨時株主総会に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

主要な財又はサービス	(+\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
ロボアドバイザー その他	6, 471, 404 19, 991
顧客との契約から生じる収益	6, 491, 395
その他の収益	82, 074
営業収益	6, 573, 470

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する 注記 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

なお、顧客との契約から生じた債権は貸借対照表上、流動資産の「未収収益」 に含まれております。「未収収益」のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権

642.424千円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格 該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

226.98円

1株当たり当期純利益

6.07円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

ウェルスナビ株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 髙瀬 雄一郎 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内田 和男

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルスナビ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書 類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計 算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用すること が含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

その他の事項

会社は、2022年3月24日開催の定時株主総会における定款変更の決議に基づき、同日付にて監査 役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行している。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な 不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意 見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に 基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があ る。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別 した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその 他の事項について報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、 重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、 必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているもの と認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき 事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月16日

ウェルスナビ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 監査等委員 榎 本 明

松 野 絵里子 印

監査等委員 藤本幸彦印

以上

囙

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歷	所有する 当社の 株式の数 (株)	
1	柴 山 和 久 (1977年12月8日生)	2000年4月 2010年11月 2015年4月	大蔵省(現 財務省)入省 McKinsey & Company Inc. Japan 入社 当社設立 代表取締役CEO就任(現任)	11, 062, 045
2	。 廣 瀬 学 (1979年1月8日生)	2001年4月 2006年2月 2007年6月 2014年7月 2018年7月 2019年1月 2020年4月 2022年7月	日本ヒューレット・パッカード株式会社 入社 IBMビジネスコンサルティングサービス 株式会社 入社 ドイツ証券株式会社 入社 株式会社トライフォート入社 クレディ・スイス証券株式会社 入社 当社 入社 当社取締役CFO就任(現任) AIQ株式会社 社外取締役就任(現任)	2, 279
3	東 後 澄 人 (1981年3月19日生)	2005年4月2010年2月2013年7月2013年9月2020年3月	McKinsey & Company Inc. Japan 入社 Google (株) (現Google合同会社) 入社 フリー株式会社 入社 同社 取締役就任 (現任) フリービズ株式会社 代表取締役就任 (現任) 当社社外取締役就任 (現任)	43, 117

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歷	所有する 当社の 株式の数 (株)	
4	だがわ 真 樹 尾 河 眞 樹 (1971年7月11日生)	2007年8月2016年8月2016年10月	チェース銀行東京支店) 入社 ソニー株式会社 入社 シティバンク銀行株式会社 入社 (現 株式会社SMBC信託銀行) ソニーフィナンシャルホールディングス株 式会社(現 ソニーフィナンシャルグルー プ株式会社) 執行役員 兼 金融市場調査 部長 チーフアナリスト就任(現任) SBI大学院大学 グローバル金融市場研究会 研究員就任(現任) ソニー銀行株式会社 取締役就任	649

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 東後澄人氏及び尾河眞樹氏は社外取締役候補者であります。なお、東後澄人氏及び尾河眞 樹氏は現在社外取締役でありますが、東後澄人氏の社外取締役としての在任期間は、本株 主総会終結の時をもって2年11ヶ月、尾河眞樹氏の社外取締役としての在任期間は、本株 主総会終結の時をもって2年であります。
 - 3. 取締役の選仟理由について
 - (1)柴山和久氏は、当社設立以来、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献しました。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社の企業価値向上に向けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。
 - (2) 廣瀬学氏は、2020年4月に当社の取締役CF0に就任して以来、当社の財務戦略を統括し、 当社の持続的成長に貢献しました。その実績と経験を活かし、当社の企業価値向上に向 けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。
 - (3) 東後澄人氏は、長年にわたるインターネットやSaaS業界における豊富な知識、経験と幅 広い見識を有しております。また、同氏は2020年4月に当社の社外取締役に就任して以 来、経営戦略やガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っており、引き続き当社 経営に対する適切な助言を期待し、取締役候補者としました。
 - (4) 尾河眞樹氏は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有しております。また、同氏は2021年3月に当社の社外取締役に就任して以来、経営戦略やガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っており、引き続き当社経営に対する適切な助言を期待し、取締役候補者としました。
 - 4. 東後澄人氏及び尾河眞樹氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立役員の要件を満たしております。なお、尾河眞樹氏は2017年6月から2021年6月までソニー銀行株式会社の取締役であり、同社と当社との間には「WealthNavi for ソニー銀行」に関する取引関係がありますが、その取引金額は同社の当事業年度における経常収益に占める割合の2%未満であります。
 - 5. 当社と東後澄人氏及び尾河眞樹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責 任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当 該責任限定契約が認められるのは、各氏が責任の原因となった職務を行うにつき善意でか

- つ重大な過失がない場合に限られます。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
- 6. 当社は、保険会社との間で以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。 【保険契約の内容の概要】
 - ①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

② 埴補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

7. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2022年12月31日現在のものであります。

(ご参考)

本定時株主総会において、各候補者を原案どおりご選任いただいた場合、現任の 取締役を含めた各取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。各取締 役が有する知識や経験について、1人最大6個まで○印をつけております。

対象議案 議案					現任の取締役		
N 家 議 杂					(監査等委員)		
候補者番号	1	2	3	4	_	_	_
	柴	廣	東	尾	榎	松	藤
	Щ	瀬	後	河	本	野	本
候補者名						絵	
	和		澄	眞		里	幸
	久	学	人	樹	明	子	彦
独立・社外役員			独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外
リーダーシップ	0	0	0	0	0		
フィンテック	0		0	0			
財務・金融	0	0	0	0	0	0	0
会計		0					0
営業・マーケティング	0	0	0		0		
事業開発・M&A		0	0			0	
リスク管理	0		0		0	0	0
法務・コンプライアンス	0	0				0	0

当社は「働く世代に豊かさを」というミッションを掲げ、「ものづくりする金融機関」として、働く世代の豊かな老後のために、長期・積立・分散の資産運用を全自動化したサービス、ロボアドバイザー「WealthNavi (ウェルスナビ)」を提供しております。

社会環境や事業環境が刻々と変化するなか、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、企業経営におけるリーダーシップやフィンテック領域における知見が重要となります。また、より多くのお客様にご利用頂くためにも、提携パートナーの拡充を進めるためにも、営業やマーケティングに関する経験が重要でありま

す。加えて、既存のロボアドバイザー事業の成長に向けた新機能の追加に留まらず、 今後は新規事業を検討し (M&A戦略の活用も含む)、展開していくことが必要となり ます。

以上を踏まえ、「リーダーシップ」「フィンテック」「営業・マーケティング」「事業開発・M&A」の項目を選定しております。

また、お客様の資産をお預かりする金融機関として、財務の健全性を維持しつつも、更なる事業成長に備えた財務戦略の構築が必要であります。そのためには、実務に裏打ちされた財務や会計分野における知識や経験が重要であります。加えて、金融機関としての大きな社会的責任を果たすため、法令を遵守(コンプライアンス)し、全社的なリスク管理を適切に実施したうえで、着実な経営判断が重要となります。

以上を踏まえ、「財務・金融」「会計」「リスク管理」「法務・コンプライアンス」 の項目を選定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号渋谷東口ビル1F TKPガーデンシティ渋谷 ホールA



交 通 JR各線「渋谷」駅 東口より徒歩3分

東京メトロ・東急電鉄各線「渋谷」駅 B5出口・ヒカリエ方面出口より徒歩3分京王井の頭線「渋谷」駅 中央口より徒歩6分